



『経営革新計画』

承認制度のご案内

経営革新計画とは？

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。経営革新計画は、「新事業」の実施を通じて、経営の向上に努力する中小企業を応援する制度です。

○「新事業活動」とは、次の5つの分類のいずれか又は複数に該当するものをいいます。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新サービスの開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④サービスの新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
その他の新たな事業活動

※同業の中小企業者において既に相当程度普及している事業活動は、承認対象外となります。

○「経営の相当程度の向上」とは、計画終了時において、下表に掲げる数値を超える伸び率を設定する必要があります。

	付加価値額又は一人あたりの付加価値額	給与支給総額
5年計画	15%以上	7.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
3年計画	9%以上	4.5%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
一人あたりの付加価値額＝付加価値額を従業員数で割ったもの
給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賞金＋賞与＋各種手当

承認を受けるメリット

- ・信用保証の特例、政府系金融機関の低利融資等の支援措置が用意されています。（裏面参照）
- ・国・県等の補助金への加点措置等が用意されています。
- ・自社の特徴（強み、弱み）を活かした経営目標を定めるきっかけとなります。
- ・社員に会社の目指すべき方向や具体的な数値目標を示すことでモチベーションUPに繋がります。
- ・必要な外部調達資金が明確になり、金融機関に対する融資の依頼や返済計画の説明がしやすくなります。

新しい取組をスタートするきっかけになります！

※経営革新計画の承認は融資等の支援策の利用を保証するものではありません。それぞれの機関における審査が別途必要となります。

経営革新計画承認までの流れ

相 談

あきた企業活性化センター、お近くの商工会議所、商工会等支援機関にご相談下さい。

計画作成

自社の現状・課題・外部環境などを分析して、新たな取組をまとめます。

申請・承認

計画を完成させ、申請書を提出します。審査を経て、承認書が交付されます。

○経営革新計画の申請書の受付・審査は、県地域産業振興課で行っています。

経営革新計画の承認を目指す方は、申請書を作成する前に、まずはあきた企業活性化センター、お近くの商工会議所、商工会等支援機関に、ご相談下さい。

【必要書類】申請書、定款、直近2期分の決算書、その他付属資料

2025年1月1日から国の電子申請システムを活用した受付を開始します！
※当面は従来どおりのシステム外での申請も受け付けます。

申請書等の様式は下記ホームページからダウンロードできます
<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/31184>

検索する

秋田県 経営革新計画



日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

- 事業に必要な資金を長期・固定で融資します。
→ 経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金及び運転資金について金利優遇
- 中小企業事業
 - ①新事業育成資金 貸付限度額：7億2千万円 貸付利率：基準利率▲0.9%
 - ②新事業活動促進資金 設備資金：7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）
貸付利率：基準利率▲0.65%
- 国民生活事業
 - ①新事業活動促進資金 貸付限度額：設備資金7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）
貸付利率：基準利率▲0.65%

高度化融資制度

- 事業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置するなどの事業に対し、長期・低利の資金を融資します。
経営革新計画の承認を受けて、高度化事業に取り組む組合等
貸付利率：0.35%又は無利子（経営革新計画に基づき高度化事業を実施する組合等は無利子）
貸付対象：土地、建物、構築物、設備

信用保証の特例

- 「信用保証」とは金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。この特例により経営革新計画の承認を受けた特定事業者に対して、次の限度額の引き上げを行います。
 - ・普通保証等の別枠設定 通常の限度額と同額の別枠を設定
 - ・新事業開拓保証の限度額引き上げ 通常2億円→3億円（組合4億円→6億円）

国・県補助金による優遇措置

- <国>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する。
有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者は審査の際に加点
- <県>秋田県機械類貸与制度（特別利率）
中小企業者等が導入を希望する機械設備を長期・低利で貸与する制度です。
特別利率が適用。（財務内容等に応じて個別設定）
申請・問合せ先：あきた企業活性化センター
- <県>ものづくり革新総合支援事業
新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を支援する。
経営革新計画承認加算：最大5,000千円加算
（中小企業等経営強化法に基づき、知事等から承認を得た経営革新計画に基づく取組の場合）
申請・問合せ先：地域産業振興課 地域産業活性化チーム

その他の主な優遇措置

- 食品等流通合理化促進機構による債務保証
経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に食品等流通合理化促進機構による債務保証が受けられる制度 保証限度額：4億円
- スタンドバイ・クレジット制度（株式会社日本政策金融公庫法の特例）
海外の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証する制度
- クロスボーダーローン制度（株式会社日本政策金融公庫法の特例）
中小企業者の外国関係法人に対し国内親会社を経由せず、日本政策金融公庫が直接貸付を行う制度
- 中小企業信用保険法の特例
経営革新計画事業に必要な資金のうち、海外投資関係保証対象のものについて、付保限度額を引き上げる制度
- 中小企業投資育成株式会社からの投資
原則、資本金3億円以下の株式会社か、中小企業投資育成(株)から投資を受け、自己資本の充実とその健全な成長発展を図る制度
- 販路開拓コーディネーター事業
経営革新計画承認企業等の販路開拓を支援する制度